

# Weekly Report

第451号  
平成30年 4月2日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 4月から適用となる主な税制(中小関連)

成立した30年度税制改正を中心に、4月から適用となる主な中小企業関連税制は、以下のとおりです。

**◎法人税率の引下げ**……28年度改正における法人税率の段階的な引下げにより、23.2%になります(中小法人等は所得800万円超の部分)。30年4月以後開始事業年度に適用。

**◎所得拡大促進税制の改組**……雇用者の給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度は、継続雇用者(適用年度と前年度の全ての月に在籍)に対する給与等支給額が前年度比1.5%以上増加している場合に、給与等支給額の対前年度増加額の15%を税額控除できます。また、継続雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加しており、一定要件(教育訓練費が前年度比10%以上増加など)を満たす場合には控除率を上乗せし、給与等支給増加額の25%を税額控除できます。30年4月以後開始事業年度に適用。

**◎事業承継税制の抜本拡充**……非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は10年間

の特例措置として、\*対象株式数の上限を撤廃し、全株式を対象、\*相続時の納税猶予割合を100%に引上げ、\*雇用維持要件(5年間平均で雇用の8割を維持)を満たせなかった場合でも、理由を都道府県に報告することで納税猶予を継続可能、\*複数の株主から代表者である後継者(最大3人)への承継の対象、\*会社を譲渡・解散した場合には、その時点の納税額を再計算し、承継時に計算された納税額との差額を減免する、などが実施されます。なお、同特例を適用するには35年(2023年)3月までに特例承継計画を都道府県に提出する必要があります。30年1月以後の相続・贈与について適用。

## 新入社員も知っておきたい印紙税の基礎

印紙税は、領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書に対して課せられます。(メール等で発行した電子文書には不要)。

領収書については、記載金額5万円以上が課税対象ですが、消費税額を区分記載していれば、消費税額を除いた金額が記載金額になります。例えば、税込52920円の場合は、「52920円(うち消費税3920円)」のように消費税額を区分記載すれば、記載金額は49000円となり印紙税は課せられません。一方、「52920円」だけであれば印紙税200円が課税されます。

印紙の貼り忘れや、消印しなかった場合は過怠税が課せられますので、注意しましょう。

## ★★★4月のチェックポイント★★★

※1月に住民税の「給与支払報告書」を提出後、退職などにより4月1日現在、在職していない社員の「給与所得者異動届」を。4月16日(月)までに1月に提出した市町村へ提出します。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※所得税の振替納税は4月20日(金)、消費税は4月25日(水)となります。

※春の全国交通安全運動、今年のスローガンは「春風に 一緒にのせよう ゆとりとマナー」です。